

第7回裁判員制度に関する検討会 レジюме

帝京大学医学部教授 野上誠

1 裁判員裁判の準備

- (1) 創傷の図作成
- (2) 死因についてのわかりやすい説明
- (3) 裁判所からの要請により裁判所にて論点整理を実施

2 わかりやすい鑑定書の工夫について

- 裁判員制度開始当時は検察庁の要請により1ページの簡略な鑑定書を作成していたが、現在は従前の形式の鑑定書を作成している。
- 裁判では結論部分を証拠として使用されている。
- 必要に応じて専門的な部分のわかりやすい説明を調書に作成し、損傷の図も作成している。

3 裁判員制度に伴って鑑定書を迅速に作成する際の問題点

- (1) 診断困難な事例
- (2) 中毒検査の必要な事例
- (3) 状況についての重要な情報が後日判明する事例